

令和5年（2023年）第2回 枚方市教育委員会
定例会議案書

（追加）

案 件 名		
日程 4	報告第28号	臨時代理事項の報告について （1）議会の議決事項（枚方市附属機関条例の一部改正について）の意思決定について
日程 5	報告第29号	臨時代理事項の報告について （1）議会の議決事項（枚方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について）の意思決定について
日程 6	報告第30号	臨時代理事項の報告について （1）議会の議決事項（枚方市職員給与条例等の一部改正について）の意思決定について
日程 7	報告第31号	臨時代理事項の報告について （1）議会の議決事項（枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例の制定について）の意思決定について

○開催日時 令和5年（2023年）2月14日 午前10時00分から
○開催場所 輝きプラザきらら3階 教育委員会室

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和5年(2023年)2月14日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 1 -

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第24号 議会の議決事項（枚方市附属機関条例の一部改正について）の意思決定について

- 2 -

議会の議決事項（枚方市附属機関条例の一部改正について）の意思決定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和5年（2023年）2月10日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容

次ページのとおり

- 3 -

枚方市条例第 号

枚方市附属機関条例の一部を改正する条例

枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）の一部を次のように改正する。

[前 略]

別表2の表に次のように加える。

枚方市支援教育充実審議会	生活上又は学習上の困難を有する児童及び生徒への学校教育における指導及び支援の充実に関する調査審議	15人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 教育に関する専門的知識を有する者 (3) 福祉に関する専門的知識を有する者 (4) 臨床心理に関する専門的知識を有する者 (5) 関係団体を代表する者	
--------------	--	-------	---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新（改正後）					旧（現行）				
別表（第1条、第2条関係）					別表（第1条、第2条関係）				
1 市長の附属機関 [表略]					1 市長の附属機関 [表略]				
2 教育委員会の附属機関					2 教育委員会の附属機関				
名称	担任事務	委員の定数	委員の構成	委員の委嘱期間	名称	担任事務	委員の定数	委員の構成	委員の委嘱期間
枚方市教育振興基本計画策定審議会	[略]	[略]	[略]	[略]	枚方市教育振興基本計画策定審議会	[略]	[略]	[略]	[略]
枚方市支援教育充実審議会	生活上又は学習上の困難を有する児童及び生徒への学校教育における指導及び支援の充実に関する調査審議	15人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 教育に関する専門的知識を有する者 (3) 福祉に関する専門的知識を有する者 (4) 臨床心理に関する専門的知識を有する者 (5) 関係団体を代表する者						

報告第29号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和5年(2023年)2月14日

枚方市教育委員会
 教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第25号 議会の議決事項（枚方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について）の意思決定について

- 7 -

臨時代理第25号

議会の議決事項（枚方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について）の意思決定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和5年（2023年）2月10日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容

次ページのとおり

- 8 -

枚方市児童福祉施設設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

〔 前 略 〕

(枚方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 枚方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年枚方市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第22条を第25条とし、第15条から第21条までを3条ずつ繰り下げる。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改め、同条を第17条とする。

第13条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第16条 放課後児童健全育成事業者は、放課後事業健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条を第15条とし、第8条から第12条までを2条ずつ繰り下げ、第7条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第8条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づき取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の

変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第9条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができする方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

附則第2条中「第10条第2項」を「第12条第2項」に改める。

附則第3条第2項中「第11条第4項」を「第13条第4項」に改める。

〔 後 略 〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

2 令和6年3月31日までの間、第3条の規定による改正後の枚方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第8条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

〔 後 略 〕

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p style="text-align: center;">[前略]</p> <p>[第3条関係] <u>(安全計画の策定等)</u></p> <p>第8条 <u>放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p>3 <u>放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p>4 <u>放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u> <u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u></p> <p>第9条 <u>放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するとき</u></p>	<p style="text-align: center;">[前略]</p> <p>[第3条関係]</p>

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p><u>は、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。</u></p> <p>第10条 [略] 第11条 [略] 第12条 [略] 第13条 [略] 第14条 [略] 第15条 [略]</p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p>第16条 <u>放課後児童健全育成事業者は、放課後事業健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>3 <u>放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</u> <u>(衛生管理等)</u></p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 <u>放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感</u></p>	<p>第8条 [略] 第9条 [略] 第10条 [略] 第11条 [略] 第12条 [略] 第13条 [略]</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 <u>放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的</u>に実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>第18条 [略]</p> <p>第19条 [略]</p> <p>第20条 [略]</p> <p>第21条 [略]</p> <p>第22条 [略]</p> <p>第23条 [略]</p> <p>第24条 [略]</p> <p>第25条 [略]</p> <p>附 則</p> <p>（設備の基準の経過措置）</p> <p>第2条 当分の間、この条例の施行の際現に放課後児童健全育成事業を行っている者（市以外の者にあつては、社会福祉法第69条第1項の規定による届出を行った者に限る。）の現に存する放課後児童健全育成事業所に対する<u>第12条第2項の規定の適用</u>については、同項中「でなければ」とあるのは、「となるよう努めなければ」とする。</p> <p>（職員の経過措置）</p>	<p>感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずる</u>よう努めなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>第15条 [略]</p> <p>第16条 [略]</p> <p>第17条 [略]</p> <p>第18条 [略]</p> <p>第19条 [略]</p> <p>第20条 [略]</p> <p>第21条 [略]</p> <p>第22条 [略]</p> <p>附 則</p> <p>（設備の基準の経過措置）</p> <p>第2条 当分の間、この条例の施行の際現に放課後児童健全育成事業を行っている者（市以外の者にあつては、社会福祉法第69条第1項の規定による届出を行った者に限る。）の現に存する放課後児童健全育成事業所に対する<u>第10条第2項の規定の適用</u>については、同項中「でなければ」とあるのは、「となるよう努めなければ」とする。</p> <p>（職員の経過措置）</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>第3条 [略]</p> <p>2 当分の間、前条の放課後児童健全育成事業所に対する<u>第13条第4項</u>の規定の適用については、同項中「するものとする」とあるのは、「するよう努めなければならない」とする。</p> <p>[後略]</p>	<p>第3条 [略]</p> <p>2 当分の間、前条の放課後児童健全育成事業所に対する<u>第11条第4項</u>の規定の適用については、同項中「するものとする」とあるのは、「するよう努めなければならない」とする。</p> <p>[後略]</p>

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和5年(2023年)2月14日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 15 -

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第26号 議会の議決事項（枚方市職員給与条例等の一部改正について）
の意思決定について

- 16 -

議会の議決事項（枚方市職員給与条例等の一部改正について）の意思決定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和5年（2023年）2月13日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容

次ページのとおり

- 17 -

枚方市条例第 号

枚方市職員給与条例等の一部を改正する条例

（枚方市職員給与条例の一部改正）

第1条 枚方市職員給与条例（昭和23年枚方市条例第103号）の一部を次のように改正する。
附則第6項、附則別表第1及び附則別表第2を削る。
別表第5を次のように改める。

教 育 職 給 料 表

職員の 再任用 区分	職務 の級	給料月額		
		1級	2級	3級
再任用 職員以 外の職 員	1	163,100円	178,800円	290,900円
	2	164,600	180,800	294,200
	3	166,100	182,900	297,500
	4	167,600	185,000	300,800
	5	169,300	186,800	303,500
	6	171,200	189,000	306,600
	7	173,000	191,100	309,700
	8	174,800	193,300	312,900
	9	176,500	195,400	315,700
	10	178,500	198,200	318,800
	11	180,500	200,800	321,900
	12	182,400	203,300	325,000
	13	184,200	206,200	328,000
	14	186,400	207,800	330,300
	15	188,500	209,200	332,700
	16	190,700	210,800	335,100
	17	192,800	212,500	337,400
	18	195,400	213,300	339,800
	19	197,800	214,100	342,300
	20	200,100	214,900	344,600
	21	202,600	215,900	346,900
	22	204,200	217,100	349,300
	23	205,700	219,200	351,700
	24	207,300	221,200	354,100
	25	208,700	222,900	356,500
	26	209,400	225,200	358,500
	27	210,100	227,400	360,500
	28	210,800	229,700	362,500
	29	211,600	230,900	364,400
	30	212,700	233,800	366,300
	31	214,600	236,800	368,100
	32	216,400	239,700	370,000
	33	217,800	242,700	372,000
	34	219,800	245,600	373,900
	35	221,800	248,400	375,700
	36	223,800	251,200	377,500
	37	224,700	253,100	379,400
	38	226,600	255,700	381,200
	39	228,500	258,700	382,900
	40	230,500	261,600	384,600
	41	232,200	264,400	386,300
	42	233,900	266,700	388,100
	43	235,600	269,100	389,900
	44	237,300	271,400	391,600
	45	238,200	273,800	393,200
	46	240,000	276,100	395,000
	47	241,800	278,600	396,800
	48	243,600	281,000	398,700
	49	245,200	282,900	400,400
	50	246,700	285,500	402,100
	51	248,200	288,100	403,800
	52	249,400	290,700	405,400
	53	250,400	292,800	406,800
	54	251,900	295,400	408,100
	55	253,400	298,000	409,300
	56	254,800	300,400	410,500
	57	255,900	302,500	412,100
	58	257,700	305,200	413,300
	59	258,400	307,900	414,600
	60	259,600	310,500	415,900
	61	260,900	312,900	416,900

62	262,300	315,400	418,300
63	263,600	318,000	419,600
64	264,900	320,400	421,000
65	265,900	322,600	422,000
66	267,400	325,000	423,100
67	268,900	327,400	424,300
68	270,400	329,700	425,500
69	271,800	332,000	426,300
70	273,200	334,300	427,500
71	274,600	336,500	428,700
72	276,000	338,700	429,900
73	276,900	341,000	430,800
74	278,200	343,300	431,400
75	279,500	345,600	432,000
76	280,800	347,900	432,600
77	282,100	349,900	433,300
78	283,300	351,700	433,900
79	284,400	353,500	434,500
80	285,500	355,400	435,100
81	286,600	357,200	435,500
82	287,800	359,000	436,000
83	289,000	360,600	436,500
84	290,200	362,400	437,000
85	291,100	363,900	437,300
86	292,100	365,600	437,600
87	293,100	367,200	437,900
88	294,100	368,900	438,200
89	294,900	370,600	438,600
90	295,800	372,000	438,900
91	296,700	373,300	439,200
92	297,600	374,700	439,500
93	298,000	376,300	439,700
94	298,800	377,600	440,000
95	299,600	378,900	440,300
96	300,400	380,200	440,600
97	301,300	381,300	440,900
98	302,100	382,100	441,200
99	302,900	383,000	441,500
100	303,700	383,900	441,800
101	304,500	385,000	442,100
102	305,000	386,000	442,300
103	305,500	387,000	442,500
104	305,900	388,000	442,700
105	306,100	388,900	442,900
106	306,300	389,900	443,100
107	306,600	390,800	443,300
108	306,800	391,800	443,500
109	307,000	392,600	443,700
110	307,300	393,600	443,900
111	307,500	394,600	444,100
112	307,800	395,600	444,300
113	308,000	396,200	444,500
114	308,300	397,100	
115	308,600	398,000	
116	308,900	398,900	
117	309,100	399,800	
118	309,400	400,600	
119	309,700	401,400	
120	309,900	402,200	
121	310,100	403,000	
122	310,300	403,800	
123	310,500	404,500	
124	310,700	405,300	
125	310,900	405,600	
126	311,100	406,000	
127	311,300	406,600	

128	311,500	406,900	
129	311,700	407,400	
130	311,900	407,800	
131	312,100	408,400	
132	312,300	408,800	
133	312,500	409,100	
134	312,700	409,500	
135	312,900	409,900	
136	313,100	410,300	
137	313,300	410,700	
138	313,500	411,100	
139	313,700	411,500	
140	313,900	411,900	
141	314,100	412,300	
142	314,300	412,600	
143	314,500	412,900	
144	314,700	413,200	
145	314,900	413,400	
146	315,100	413,700	
147	315,300	414,000	
148	315,500	414,300	
149	315,700	414,600	
150	315,900	414,800	
151	316,100	415,000	
152	316,300	415,200	
153	316,500	415,400	
154	316,700	415,600	
155	316,900	415,800	
156	317,100	416,000	
157	317,300	416,200	
158		416,400	
159		416,600	
160		416,800	
161		417,000	
再任用職員	181,760	221,440	285,280

備考

- 1 この表は、教育職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額を、この表の額に7,500円(再任用短時間勤務職員にあつては、6,000円)をそれぞれ加算した額とする。

(枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年枚方市条例第2号)

の一部を次のように改正する。

附則第6項及び第7項を削り、附則第8項を附則第6項とし、附則第9項を附則第7項とする。

附則別表第1及び附則別表第2を削る。

別表第4を次のように改める。

別表第4 (第4条関係)

教育職給料表

職務 の級	給料月額
1	163,100 円
2	164,600
3	166,100
4	167,600
5	169,300
6	171,200
7	173,000
8	174,800
9	176,500
10	178,500
11	180,500
12	182,400
13	184,200
14	186,400
15	188,500
16	190,700
17	192,800
18	195,400
19	197,800
20	200,100
21	202,600
22	204,200
23	205,700
24	207,300
25	208,700
26	209,400
27	210,100
28	210,800
29	211,600
30	212,700
31	214,600
32	216,400
33	217,800
34	219,800
35	221,800
36	223,800
37	224,700
38	226,600
39	228,500
40	230,300
41	232,200
42	233,900
43	235,600
44	237,300
45	238,200
46	240,000
47	241,800
48	243,600
49	245,200
50	246,700
51	248,200
52	249,400
53	250,400
54	251,900
55	253,400
56	254,800
57	255,900
58	257,200
59	258,400
60	259,600
61	260,900

62	262,300
63	263,600
64	264,900
65	265,900
66	267,400
67	268,900
68	270,400
69	271,800
70	273,200
71	274,600
72	276,000
73	276,900
74	278,200
75	279,500
76	280,800
77	282,100
78	283,300
79	284,400
80	285,500
81	286,600
82	287,800
83	289,000
84	290,200
85	291,100
86	292,100
87	293,100
88	294,100
89	294,900
90	295,800
91	296,700
92	297,600
93	298,000
94	298,800
95	299,600
96	300,400
97	301,300
98	302,100
99	302,900
100	303,700
101	304,500
102	305,000
103	305,500
104	305,900
105	306,100
106	306,300
107	306,600
108	306,800
109	307,000
110	307,300
111	307,500
112	307,800
113	308,000
114	308,300
115	308,600
116	308,900
117	309,100
118	309,400
119	309,700
120	309,900
121	310,100
122	310,300
123	310,500
124	310,700
125	310,900
126	311,100
127	311,300

128	311,500
129	311,700
30	311,900
131	312,100
132	312,300
133	312,500
134	312,700
135	312,900
136	313,100
137	313,300
138	313,500
139	313,700
140	313,900
141	314,100
142	314,300
143	314,500
144	314,700
145	314,900
146	315,100
147	315,300
148	315,500
149	315,700
150	315,900
151	316,100
152	316,300
153	316,500
154	316,700
155	316,900
156	317,100
157	317,300

備考 この表は、教育職員に適用する。

(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

第3条 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年枚方市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち枚方市職員給与条例附則に7項を加える改正規定を次のように改める。

附則に次の7項を加える。

6 当分の間、60歳に達した日後最初の4月1日(附則第8項において「特定日」という。)以後における職員の給料月額は、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定による当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げる。)とする。

7 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律又は条例により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 医療職給料表の適用を受ける職員
- (3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職にある職員
- (4) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

8 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等とされた職員であつて、当該他の職への降任等とされた日(以下この項及び附則第10項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日の給料月額(以下この項及び次項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日の給料月額に100分の70を乗じて得た額(その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げる。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなるものには、当分の間、特定日以後、給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額の差額に相当する額を給料として支給する。

9 前項の規定による給料の額及び特定日給料月額の合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額」と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」と当該職員の受ける給料月額」とする。

10 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第8項に規定する職員を除く。)であつて、前2項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるものには、当分の間、給料月額のほか、規則で定めるところにより、これらの規定に準じて、給料を支給する。

11 附則第8項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第6項の規定の適用を受

ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員には、当分の間、給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて、給料を支給する。

12 前6項に定めるもののほか、附則第6項又は附則第8項の規定が適用される職員との均衡上特に必要があると認められる職員についての附則第6項の規定による給料月額又は附則第8項の規定による給料その他前6項の規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5条のうち枚方市職員の退職手当に関する条例（昭和38年枚方市条例第18号）附則に6項を加える改正規定中「附則第7項」を「附則第6項」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の枚方市職員給与条例（以下「新職員給与条例」という。）の規定及び第2条の規定による改正後の枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「新会計年度任用職員給与条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。この場合において、第1条の規定による改正前の枚方市職員給与条例及び第2条の規定による改正前の枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新職員給与条例及び新会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなし、その差額があるときは、当該差額は、この条例の施行の日以後最初の給料の支給の日に支給する。

臨時代理第26号参考資料

枚方市職員給与条例等の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
<p>[枚方市職員給与条例関係] 附 則</p>	<p>[枚方市職員給与条例関係] 附 則</p> <p><u>6 別表第5の規定にかかわらず、同表の適用を受ける職員であつて、その職務の級及び号給が附則別表第1又は附則別表第2に掲げられているものの給料月額は、当分の間、附則別表第1又は附則別表第2に定めるところによるものとする。</u></p>
<p>[枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例関係] 附 則</p> <p>6 [略] 7 [略]</p>	<p>[枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例関係] 附 則</p> <p><u>6 別表第4の規定にかかわらず、同表の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員であつて、その職務の級及び号給が附則別表第1又は附則別表第2に掲げられているものの給料月額は、当分の間、附則別表第1又は附則別表第2に定めるところによるものとする。</u></p> <p><u>7 教育職員であるパートタイム会計年度任用職員についての第11条第4項の規定の適用については、当分の間、同項中「第5条」とあるのは、「第5条並びに附則第6項」とする。</u></p> <p>8 [略] 9 [略]</p>

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>[職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例関係]</p> <p>第2条 枚方市職員給与条例 (昭和23年枚方市条例第103号) の一部を次のように改正する。</p> <p><u>附則に次の7項を加える。</u></p> <p>6 <u>当分の間、60歳に達した日後最初の4月1日 (附則第8項において「特定日」という。) 以後における職員の給料月額、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定による当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額 (その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げる。)</u>とする。</p> <p>7 <u>前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</u></p> <p>(1) <u>臨時的に任用される職員その他の法律又は条例により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員</u></p> <p>(2) <u>医療職給料表の適用を受ける職員</u></p> <p>(3) <u>職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間 (同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。) を延長された同条例第6条に規定する職にある職員</u></p> <p>(4) <u>職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員 (同条例第2条に規定する定年退職日において前</u></p>	<p>[職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例関係]</p> <p>第2条 枚方市職員給与条例 (昭和23年枚方市条例第103号) の一部を次のように改正する。</p> <p><u>附則に次の7項を加える。</u></p> <p>7 <u>当分の間、60歳に達した日後最初の4月1日 (附則第9項において「特定日」という。) 以後における職員の給料月額、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定による当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額 (その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げる。)</u>とする。</p> <p>8 <u>前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</u></p> <p>(1) <u>臨時的に任用される職員その他の法律又は条例により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員</u></p> <p>(2) <u>医療職給料表の適用を受ける職員</u></p> <p>(3) <u>職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間 (同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。) を延長された同条例第6条に規定する職にある職員</u></p> <p>(4) <u>職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員 (同条例第2条に規定する定年退職日において前</u></p>

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p><u>項の規定が適用されていた職員を除く。)</u></p> <p>8 <u>法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日 (以下この項及び附則第10項において「異動日」という。) の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日の給料月額 (以下この項及び次項において「特定日給料月額」という。) が異動日の前日の給料月額に100分の70を乗じて得た額 (その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げる。以下この項において「基礎給料月額」という。) に達しないこととなるものには、当分の間、特定日以後、給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額の差額に相当する額を給料として支給する。</u></p> <p>9 <u>前項の規定による給料の額及び特定日給料月額の合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員が受ける給料月額」とする。</u></p> <p>10 <u>異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員 (附則第8項に規定する職員を除く。) であつて、前2項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるものには、当分の間、給料月額のほか、規則で定めるところにより、これらの規定に準じて、給料を支給する。</u></p> <p>11 <u>附則第8項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則</u></p>	<p><u>項の規定が適用されていた職員を除く。)</u></p> <p>9 <u>法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日 (以下この項及び附則第11項において「異動日」という。) の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日の給料月額 (以下この項及び次項において「特定日給料月額」という。) が異動日の前日の給料月額に100分の70を乗じて得た額 (その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げる。以下この項において「基礎給料月額」という。) に達しないこととなるものには、当分の間、特定日以後、給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額の差額に相当する額を給料として支給する。</u></p> <p>10 <u>前項の規定による給料の額及び特定日給料月額の合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員が受ける給料月額」とする。</u></p> <p>11 <u>異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員 (附則第9項に規定する職員を除く。) であつて、前2項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるものには、当分の間、給料月額のほか、規則で定めるところにより、これらの規定に準じて、給料を支給する。</u></p> <p>12 <u>附則第9項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>第6項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員には、当分の間、給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて、給料を支給する。</u></p> <p>12 <u>前6項に定めるもののほか、附則第6項又は附則第8項の規定が適用される職員との均衡上特に必要があると認められる職員についての附則第6項の規定による給料月額又は附則第8項の規定による給料その他前6項の規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>第5条 枚方市職員の退職手当に関する条例（昭和38年枚方市条例第18号）の一部を次のように改正する。</p> <p>附則に次の6項を加える。</p> <p>23～25 [略]</p> <p>26 枚方市職員給与条例<u>附則第6項</u>の規定による職員の給料月額の改定をする条例に準ずる給与の支給の基準は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。</p> <p>27・28 [略]</p>	<p><u>第7条の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員には、当分の間、給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて、給料を支給する。</u></p> <p>13 <u>前6項に定めるもののほか、附則第7項又は附則第9項の規定が適用される職員との均衡上特に必要があると認められる職員についての附則第7項の規定による給料月額又は附則第9項の規定による給料その他前6項の規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>第5条 枚方市職員の退職手当に関する条例（昭和38年枚方市条例第18号）の一部を次のように改正する。</p> <p>附則に次の6項を加える。</p> <p>23～25 [略]</p> <p>26 枚方市職員給与条例<u>附則第7項</u>の規定による職員の給料月額の改定をする条例に準ずる給与の支給の基準は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。</p> <p>27・28 [略]</p>

報告第31号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和5年(2023年)2月14日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第27号 議会の議決事項（枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例の制定について）の意思決定について

- 33 -

臨時代理第27号

議会の議決事項（枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例の制定について）の意思決定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和5年（2023年）2月13日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容

次ページのとおり

- 34 -

枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例

(設置)

第1条 教科用図書の採択の適正な実施を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 学校 枚方市立の小学校及び中学校をいう。

(2) 教科用図書 学校において使用する学校教育法(昭和22年法律第26号)第34条第1項(同法第49条において準用する場合を含む。)に規定する教科用図書をいう。

(担任意務)

第3条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、教科用図書に関する事項について調査審議する。

2 委員会は、前項に規定する事項について、教育委員会に意見を述べることができる。

(組織)

第4条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命し、又は委嘱する。

(1) 教育委員会の事務局の職員

(2) 学校の校長及び教員(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第2条第2項に規定する教員をいう。)

(3) 学校に在籍する児童又は生徒の保護者(委員の委嘱等)

第5条 委員の任期又は委嘱期間は、前条第2項の規定による任命又は委嘱の日からその日が属する年度の末日までとする。

2 委員の再度の任命又は委嘱は、妨げない。

(調査員)

第6条 委員会は、必要な調査を行うため、調査員を置くことができる。

2 調査員は、委員会の推薦に基づき、第4条第2項第1号及び第2号に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

3 前条の規定は、調査員の任命について準用する。
(準用)

第7条 委員会の組織及び運営については、枚方市附属機関条例(平成24年枚方市条例第35号)第

4条(第2項ただし書を除く。)、第5条(第4項ただし書を除く。)、第6条、第8条及び第9条の規定を準用する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。